

## ○岡山県警察における個人情報等の管理に関する訓令

(平成 18 年 3 月 17 日警察訓令第 5 号)

**改正** 平成 19 年 3 月 9 日警察訓令第 11 号 平成 21 年 3 月 9 日警察訓令第 3 号  
平成 21 年 3 月 18 日警察訓令第 7 号 平成 23 年 3 月 4 日警察訓令第 4 号  
平成 27 年 11 月 27 日警察訓令第 9 号 平成 29 年 7 月 4 日警察訓令第 28 号  
平成 29 年 12 月 25 日警察訓令第 38 号 平成 31 年 2 月 22 日警察訓令第 4 号  
令和 3 年 3 月 24 日警察訓令第 7 号 令和 5 年 3 月 28 日警察訓令第 20 号

岡山県警察における個人情報の管理に関する訓令を次のように定める。

### 岡山県警察における個人情報等の管理に関する訓令

#### 目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
  - 第 2 章 保有個人情報等の管理体制(第 3 条―第 7 条)
  - 第 3 章 保有個人情報等の取扱い(第 8 条―第 13 条)
  - 第 4 章 雑則(第 14 条・第 15 条)
- 附則

#### 第 1 章 総則

##### (目的)

第 1 条 この訓令は、岡山県警察が保有する個人情報等の管理について必要な事項を定めることにより、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。)の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

##### (定義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいい、死亡した者の個人番号(番号法第 2 条第 8 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)を含む。
- (2) 保有個人情報 法第 60 条第 1 項に規定する保有個人情報をいい、死亡した者の個人番号を含む。
- (3) 行政機関等匿名加工情報 法第 109 条第 1 項に規定する行政機関等匿名加工情報をいう。
- (4) 個人関連情報 法第 2 条第 7 項に規定する個人関連情報をいう。
- (5) 個人情報等 個人情報、法第 73 条第 1 項に規定する仮名加工情報、法第 121 条第 2 項に規定する行政機関等匿名加工情報等、法第 123 条第 1 項に規定する匿名加工情報及び個人関連情報をいう。

- (6) 保有個人情報等 保有個人情報及び個人情報等(個人情報を除く。)をいう。
- (7) 公文書 法第 60 条第 1 項ただし書に規定する地方公共団体等行政文書をいう。
- (8) 特定個人情報 番号法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいい、死亡した者の個人番号を含む。
- (9) 所属 岡山県警察本部(以下「警察本部」という。)の課、所、隊、警察学校、岡山市警察部の課及び警察署をいう。
- (10) 所属長 所属の長をいう。

## 第 2 章 保有個人情報等の管理体制

### (総括個人情報等管理者)

第 3 条 警察本部に総括個人情報等管理者を置き、総務統括官をもって充てる。

2 総括個人情報等管理者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 保有個人情報等の管理に関する規程類の整備に関すること。
- (2) 保有個人情報等の管理に関する事務の指導監督に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、保有個人情報等の管理に関する事務の総括に関すること。

3 総括個人情報等管理者は、この訓令による保有個人情報等の管理の状況について監査し、及び個人情報等管理者から報告を求めることができる。

### (副総括個人情報等管理者)

第 4 条 警察本部に副総括個人情報等管理者を置き、警務部県民広報課長(以下「県民広報課長」という。)をもって充てる。

2 副総括個人情報等管理者は、総括個人情報等管理者を補佐する。

### (主任個人情報等管理者)

第 5 条 警察本部の各部に主任個人情報等管理者を置き、警務部にあつては県民広報課長をもって充て、その他の部にあつては当該部の統括参事官をもって充てる。

2 主任個人情報等管理者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 当該部における保有個人情報等の管理に関する規程類の整備に関すること。
- (2) 当該部における保有個人情報等の管理に関する事務の指導監督に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、当該部における保有個人情報等の管理に関する事務の総括に関すること。

3 主任個人情報等管理者は、総括個人情報等管理者の命を受け、当該部における保有個人情報等の管理の状況について監査し、及び個人情報等管理者から報告を求めることができる。

### (個人情報等管理者)

第 6 条 各所属に個人情報等管理者を置き、所属長をもって充てる。

2 個人情報等管理者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 当該所属の保有する保有個人情報等の取扱いの制限に関すること。

- (2) 当該所属における法第 75 条第 1 項に規定する個人情報ファイル簿の作成に関すること。
- (3) 当該所属における法第 76 条第 1 項の規定による開示請求、法第 90 条第 1 項の規定による訂正請求及び法第 98 条第 1 項の規定による利用停止請求に係る事務の総括に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、当該所属における保有個人情報等の管理に関する事務の総括に関すること。

(個人情報等管理担当者)

第 7 条 所属に個人情報等管理担当者を置き、岡山県警察文書管理規程(平成 13 年岡山県警察訓令第 29 号)第 6 条の文書管理担当者をもって充てる。

2 個人情報等管理担当者は、個人情報等管理者の命を受け、当該所属の保有する保有個人情報等の適切な管理に必要な事務を行う。

### 第 3 章 保有個人情報等の取扱い

(責務)

第 8 条 岡山県警察職員(以下「職員」という。)は、法及び番号法の趣旨にのっとり、この訓令並びに総括個人情報等管理者、副総括個人情報等管理者、主任個人情報等管理者、個人情報等管理者及び個人情報等管理担当者の指示に従い、保有個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

(正確性の確保)

第 9 条 職員は、保有個人情報の内容が事実でないと認められたときは、その利用目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致するよう、当該保有個人情報の訂正、追加又は削除をするものとする。

(取扱いの制限)

第 10 条 個人情報等管理者は、職員(保有個人情報等の取扱いに従事する派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号)第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。)を含む。)がその業務の目的以外の目的で保有個人情報等を取り扱うことのないよう、教育の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

2 個人情報等管理者は、保有個人情報等及びそれが記録されている公文書について、その内容に応じ、次の事項を定めて職員に遵守させるものとする。

- (1) 取り扱う権限を有する者の範囲及び当該権限の内容
- (2) 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項
- (3) 取り扱うことができる場所並びに特定個人情報及びそれが記録されている公文書にあっては、特定個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の特定個人情報の安全の確保に係る事態の発生を防止するために当該場所について講ずる物理的措置
- (4) 保存すべき場所

(5) 前各号に掲げるもののほか、適正な取扱いを確保するために必要な制限に関する事項

(廃棄及び削除)

第 11 条 個人情報等管理者は、保有個人情報等が記録されている公文書を廃棄するときは、溶解その他漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

2 個人情報等管理者は、保有個人情報等が不要となったときは、遅滞なく、当該保有個人情報等を削除するものとする。

(業務の委託)

第 12 条 保有個人情報等を取り扱う事務に係る業務を委託するときは、委託契約に次に掲げる事項を定めるとともに、委託先における責任者及び業務従事者による個人情報等の管理体制、個人情報等の管理の状況についての検査その他個人情報等の適切な取扱いのために必要な事項について、書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。次条において同じ。)で確認するものとする。

(1) 秘密の保持及び個人情報等の目的外利用の禁止に関する事項

(2) 個人情報等の加工、複製等の禁止又は制限に関する事項

(3) 再委託(委託先が委託先の子会社(会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。)に再委託する場合を含む。以下同じ。)の禁止又は制限に関する事項

(4) 個人情報等の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報等の安全の確保に係る事態が発生した場合の措置に関する事項

(5) 個人情報等の安全管理措置に関する事項

(6) 法令及び契約に違反した場合における契約の解除及び損害賠償責任に関する事項

(7) 契約内容の遵守の状況についての報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報等の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)

(8) 前各号に掲げるもののほか、受託者が講ずべき個人情報等の適切な管理のための措置に関する事項

2 保有個人情報等を取り扱う業務を委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報等の秘匿性、重要性、内容、量等に応じて、委託先における管理体制、実施体制及び個人情報等の管理の状況について、少なくとも年 1 回以上、確認するものとする。

3 委託先において、保有個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第 1 項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報等の秘匿性及び重要性に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を実施するものとする。保有個人情報等の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

- 4 前項前段に規定する場合において、再委託をされる業務が個人番号関係事務(番号法第2条第11項に規定する個人番号関係事務をいう。以下同じ。)であるときは、再委託先において当該業務に係る特定個人情報の適切な管理が図られることを確認した上で、再委託の許諾を行うかどうかを判断するものとする。個人番号関係事務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 5 保有個人情報等を取り扱う業務を派遣労働者に行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務その他個人情報等の適切な取扱いのために必要な事項を明記するものとする。
- 6 保有個人情報等を取り扱う業務を委託する場合には、委託する業務の内容及び保有個人情報等の秘匿性等を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるものとする。

(提供の際の措置)

第13条 個人情報等管理者は、利用目的のために又は法第69条第2項第3号若しくは第4号の規定により、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 提供先に対し、提供に係る保有個人情報の利用の目的及び方法その他の必要な事項について記載した書面の交付を求めること。
  - (2) 提供先が提供に係る保有個人情報の適切な管理のために講じた措置の状況を確認するため調査すること。
  - (3) 提供先の利用目的及び提供に係る保有個人情報の秘匿性等を考慮し、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずること。
- 2 個人情報等管理者は、第三者に個人関連情報を提供する場合(当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。)において、必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。
- (1) 提供先に対し、提供に係る個人関連情報の利用の目的及び方法その他の必要な事項について記載した書面の提出を求めること。
  - (2) 提供先が提供に係る個人関連情報の適切な管理のために講じた措置の状況を確認するため調査すること。

#### 第4章 雑則

(漏えい等発生時の措置)

第14条 職員は、保有個人情報等の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報等の安全の確保に係る事態(以下「漏えい等」という。)が発生し、又は発生したおそれがあるときは、直ちにその旨を個人情報等管理者に報告するものとする。

- 2 個人情報等管理者は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある旨を副総括個人情報等管理者を通じて総括個人情報等管理者に報告するとともに、その原因を調査するものとする。
- 3 個人情報等管理者は、漏えい等が法第 68 条第 1 項に規定する事態に該当すると判明したときは、直ちにその旨を副総括個人情報等管理者を通じて総括個人情報等管理者に報告するとともに、同項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第 2 項の規定による本人への通知に必要な措置を講ずるものとする。
- 4 個人情報等管理者は、漏えい等が番号法第 29 条の 4 第 1 項に規定する事態に該当すると判明したときは、直ちにその旨を副総括個人情報等管理者を通じて総括個人情報等管理者に報告するとともに、同項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第 2 項の規定による本人への通知に必要な措置を講ずるものとする。
- 5 個人情報等管理者は、漏えい等の発生又は再発の防止に資するため、第 2 項の規定による調査の結果に基づき、保有個人情報等の管理の方法の改善に必要な措置を講ずるとともに、当該調査の結果及び講じた措置の内容を副総括個人情報等管理者を通じて総括個人情報等管理者に報告するものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、個人情報等管理者は、法第 115 条(法第 118 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者(以下この項において「契約締結者」という。)から、当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理に支障が生じるおそれがある旨の報告を受けたときは、直ちにその旨を副総括個人情報等管理者を通じて総括個人情報等管理者に報告するとともに、当該契約締結者が当該行政機関等匿名加工情報の管理の方法の改善のために講じた措置を確認し、副総括個人情報等管理者を通じて総括個人情報等管理者に報告するものとする。

(委任)

第 15 条 この訓令に定めるもののほか、保有個人情報等の管理に関し必要な事項は、総括個人情報等管理者が定める。

附 則

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 9 日警察訓令第 11 号)

この訓令〔中略〕は、当該各号に掲げる日〔平成 19 年 3 月 13 日〕から施行する。  
〔以下略〕

附 則(平成 21 年 3 月 9 日警察訓令第 3 号)

この訓令は、平成 21 年 3 月 10 日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成 21 年 3 月 18 日警察訓令第 7 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成 23 年 3 月 4 日警察訓令第 4 号)

この訓令は、平成 23 年 3 月 9 日から施行する。

附 則(平成 27 年 11 月 27 日警察訓令第 9 号)

この訓令は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 7 月 4 日警察訓令第 28 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年 12 月 25 日警察訓令第 38 号)

この訓令は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 2 月 22 日警察訓令第 4 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 24 日警察訓令第 7 号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和 3 年 3 月 26 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の次に掲げる訓令に定める様式による用紙については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

[略]

附 則(令和 5 年 3 月 28 日警察訓令第 20 号)

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。